

生駒市規則第26号

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月17日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則（平成23年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「記録を受けた者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第4条の規定により情報等の記録を受けた者」を「利用者」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（新戸籍編製等の場合の継続利用の申請）

第6条 利用者は、本市の区域内で新戸籍を編製し、又は他の戸籍に入った場合において、引き続きサービス（戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しに係るものに限る。）を利用しようとするときは、住民基本台帳カードサービス継続利用申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

住民基本台帳カードサービス利用申請書

生駒市長 殿

次のとおり住民基本台帳カードのサービスの利用を申請します。

年 月 日

住所			
フリガナ 氏名			
生年月日	年 月 日		
本籍	生駒市	筆頭者	
連絡先電話番号	日中、連絡の取れる番号（自宅・勤務先・携帯・その他）		
サービスを利用して交付を希望する証明書等	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写し（生駒市に本籍がない場合は交付できません。） <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（印鑑登録されていない場合は交付できません。）		

備考 本籍及び筆頭者は、サービスを利用して戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの交付を希望する場合のみ記入してください。

様式第3号中

変更（再設定） の対象となる暗 証番号	<input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付用
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付用

を

変更（再設定） の対象となる暗 証番号	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに 戸籍の附票の写しの交付用
	<input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付用
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付用

に

改める。

様式第4号中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

住民基本台帳カードサービス継続利用申請書

生駒市長 殿

在籍する戸籍が次のとおり変更となりましたが、引き続き戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しに係るサービスを利用できるように申請します。

年 月 日

住所		
フリガナ 氏名		
生年月日	年 月 日	
連絡先電話番号	日中、連絡の取れる番号(自宅・携帯・勤務先・その他)	
従前の戸籍	本籍	生駒市
	筆頭者	
新しい戸籍又は 入籍する戸籍	本籍	生駒市
	筆頭者	

附 則

この規則は、平成 2 3 年 1 1 月 1 日から施行する。